

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した各差押処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、滞納地方税を徴収するために平成 28 年 5 月 23 日付けでした、別紙 1 「差押目録」記載の差押振替社債等の振替株式に対する差押処分（以下「本件処分 1」という。）並びに同年 6 月 21 日付けでした、同目録記載の差押債権 1 の債権に対する差押処分（以下「本件処分 2」という。）及び同月 30 日付けで行った、同目録記載の差押債権 2 の債権に対する差押処分（以下「本件処分 3」といい、本件処分 1 ないし 3 を併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、これらのことから本件各処分の取消しを求めているものと解される。

処分庁担当者との当初の面談では、金策の目途が立たなかったが、仲間から借り入れることができたので、3 か月の差押執行の

猶予を願う。

〇〇証券口座の株式運用は、顧客より借り受けて株式運用しているものである。請求人の都合で相手先の信頼を裏切ることはいできない。年金は、請求人らの生活の根幹であり、生活のための全てである、年金の差押えは人権侵害にもなりかねない。

第4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月5日	諮問（28総総法査第〇〇号ないし同第〇〇号）
平成29年1月13日	請求人が審査庁へ取下書を提出
平成29年1月16日	28総総法査第〇〇号の諮問取下げ
平成29年2月16日	審議（第6回第3部会）
平成29年3月24日	審議（第7回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令の定め

(1) 法331条1項1号は、市町村民税に係る滞納者が、督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る

地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬと規定している。

また、同条5項は、市町村の徴税吏員は、同条1項から3項までの規定により差押ができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法86条1項各号に掲げるもの（不動産等）につき、すでに国税の滞納処分の例による差押がされているときは、当該財産の交付要求は、参加差押によることができると規定し、法331条6項は、市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定している。

- (2) 法48条1項は、市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納に関する報告があった場合においては、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該市町村の地域の全部または一部について3月を超えない範囲で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付・納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、またはこれについて国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができると規定している。

また、同条3項は、道府県の徴税吏員は、前2項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前2項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第1項の一定の期間が経過した場合には、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものと規定している。

- 2 これを本件についてみると、本件各処分は、〇〇区長が請求人に対し、請求人が滞納する個人住民税について、別紙2督促状発

付日の欄のとおり各督促状を発付したが、各督促状の発付日から起算して10日を経過しても完納されなかったため、請求人の所有する不動産について参加差押をしたものの、配当金が得られなかったことから、請求人が滞納する個人住民税の徴収についての引継ぎを受けた処分庁が、本件滞納金を徴収するためにそれぞれ行ったものであり、上記1で述べた関係法規の条項に基づいて行われたものと認められる。

3 請求人は、請求人の各年金を差し押さえた本件処分2及び3について、人権侵害にもなりかねないと主張しているが、国税徴収法77条1項によれば、退職年金及び老齢年金等の年金についての差押えは、同法76条1項各号に掲げる金額を控除した金額について行うことができるとされているところ、本件処分2及び3は、いずれもこれらの条文の規定に基づいてなされているものと認められる。

4 上記に鑑みれば、本件各処分は、いずれも法及び国税徴収法の規定に基づき適正になされたものであって、違法又は不当な点は認められない。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討

他に本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 1 (略)

別紙 2 (略)